

「厳密でない学問の価値」について
—これまでの研究テーマを振り返りながら—

稲 福 日出夫

—

幼少の頃の思い出話から入っていきたいと思います。

1950年9月、宮古島の平良市で生まれた。生後間もなく、本島中部の美里に引越す。当時のこととて、軍用車両の往来が激しい美越通りに、貧相な我が家から、ひとりホーヤーホーヤーしながら這い出た。左右何十台もの米軍のトラックやジープが急停車した。そのけたたましいブレーキ音で、近所の人々は、私が轢かれて死んだと思っただろう。が、生後何か月かの私は、悠然とハイハイして横断した。もちろん私の記憶にはない。子どもの頃、その話を親から聞かされるたびに、何故かしら得意な気持ちになったものだ。物心のまだつかない、私にとっておそらく一番幸せな頃のエピソードのひとつである。

その後、幾度か転居を繰り返し、私の小学校入学前に、普天間に居を構え、落ち着いたようだ。普天間小・中・高と、1969年3月、普天間高校を卒業するまで、「普天間基地」の近所で暮らした。現在、普天間基地の野嵩ゲートは県道沿いにあるが、小学校の頃は、500メートル或いは600メートル先といった、ずっと奥まったところにあつたように記憶している。ガードマン（軍作業員）もウーマクーたちの出入りを黙認していた。現在の野嵩ゲートを入れて直ぐの右側に、ウワーグァーモーと呼んでいた小高い丘（モウ、毛）があつた。今にして思えば、米軍のゴミ捨て場だったのであろう。屑鉄やまだ食べそうなハム、開けられてない缶詰などが散乱していた。大人たちは、せっせとそれらを拾い集めていた。子どもにとって、いつも煙が立ち上っているこの場所は、チャンバラや忍者ごっこなど、遊ぶには絶好のロケーションであつた。ジープが通ると、ギブ・ミー・チョコレートと大声をあげて、遊び仲間と一緒に追いかけてたりもした。その場所に行ったことがバレると叱られたので、

皆、親には内緒であった。また、普天間の歓楽街で、もらったチューインガムを米兵に売っていた同級生の姿を見かけ、子どもなりに複雑な思いもした。

アンガー高等弁務官就任式における平良修牧師の「願わくは、この高等弁務官が最後の高等弁務官となりますように」との祈り。それは私の高校1年生の頃である。また、行政主席選挙が行われ、屋良朝苗主席が誕生したのが、高校3年の11月。その1週間後に国費選抜試験があり、その試験が終わった2日後には嘉手納飛行場でのB-52爆撃機炎上事故が起こっている。生意気盛りな年ごろゆえ、担任の具志堅康子先生が、「琉大文学」草創の頃の松島康子だということを先輩などから聞き、「琉大文学」について何か聞き出そうとして、ときには「愚問」だと叱られたりもした。

1950年前後に生まれ、50年代、60年代に基地周辺で少年期や高校時代を過ごしたウチナンチュにとって、濃淡の差はあるにせよ、当時吸い込んでいた社会の空気感は、共通するものがあるかもしれない。

数年前、野嵩ゲート前でオスプレー反対の座り込みなどした折、目の前の嚴重に警備されたゲートを見つめながら、めくれ上がり自由に出入りができた当時のフェンス（私たちは金網と呼んでいた）や、その奥で遊んだ子どもの頃の光景、また当時の先生方の熱気がよぎったりした。そういう世代である。

二

1969年4月、名古屋大学法学部に入学した。その年、庄司薫の『赤頭巾ちゃん気をつけて』が芥川賞をとった。主人公が50年生まれに設定されていたこともあって、この小説は、クラス仲間でも、結構話題になった。それと高校時代に読んだ柴田翔の『されどわれらが日々』も。私には本にブックカバーをする習慣はなかったが、大田昌秀の『醜い日本人』には何故かカバーをつけていた。学生下宿のことなので、本人が居ようが居まいが、友人たちは勝手に上がり込んでくる。背表紙を見られるのを恐れた。学生時代の卑屈な記憶のひとつである。

70年12月に発生した「コザ暴動」は、ニュースや新聞記事で知るしかなかった。また、72年5月の「沖縄返還」の1ヶ月前に、名大理学部2年生の山城堂純君が自ら命を絶った。後日、「中日新聞」が「暗い影投げた返還、ある沖縄学生の死を追って」との見出しで記事にした。それによれば、当時、愛知県下の沖縄出身学生は「約

600人」いたようだ。そのうちの100人が葬儀に参列した、という。

1967年の羽田闘争で或る学生が亡くなった、ということが、県出身学生のコンパで話題になった。彼の鞆には、カント『純粹理性批判』の読書ノートが入っていた、という。大学生協の書籍部で、その本とヘーゲル『歴史哲学』を購入した。が、大学生活を始めたばかりの私にとって、歯が立たない世界であった。東京ほどではないにしろ、名古屋でも大学をめぐる状況は、穏やかなものではなかった。しかし、考えてみれば、当時は、ベトナム戦争があり、その出撃基地としての沖縄をベトナムの民衆は「悪魔の島」と呼んでいた。そして、「悪魔の島」の役割りを担わされたまま、その沖縄の「悲願の祖国復帰」が、現実的に政治日程にのぼってきた頃である。そのような状況は、どこに住んでいようが学生の精神世界を揺さぶるものとならざるを得なかった。同時に、学生集会での議論やクラス仲間のお話を聞いている折、私はしばしばアルザスのフランツ少年を思い浮かべていた。

「復帰」前に愛知県下に住んでいた沖縄出身の学生が定期的集まり、「リュケイオン」という読書会、勉強会が開かれていた。リーダー格は高良倉吉さん。場所は、糸数健二郎さんの下宿が離れになっていたの、主にそこに集まった。10名弱のメンバーではあったが、各々、大学や学部が違っていたので、それぞれ様々な分野の書物を読まされた。たとえば、デカルト『方法序説』、フォイエルバッハ『キリスト教の本質』、ルージュモン『愛について』、和辻哲郎『風土』等々。今、手元にある「リュケイオン 第13号」を開くと、「小特集 ドイツ古典哲学の潮流とその意味」と銘打たれている。「序文：新しい道標（高良）」、それから「古ゲルマンの叙事詩（野原幸和）」「ルターの思想とドイツ領邦国家の成立（糸数）」「ヘーゲル哲学について（稲福）」「フォイエルバッハ論序説（上）（高良）」、「編集後記」と続き、奥付に「発行日 1973年4月7日」とある。高良さんの文字である。皆、大真面目な論調である。また、2年の夏、帰省する前に、リュケイオンのメンバーに信州信濃大町の学生村に引っ張られ、勉強漬けにされたこともあった。先輩たちは夜な夜なマッハの力学や伊波普猷、沖縄の現状などを論じて、風格を感じた。私はといえば、リュックに太宰治全集とヘーゲル『歴史哲学』、『チボー家の人々』、ギリシア悲劇の文庫本数冊を詰め、暇にまかせて読んでいた。

教養部を終え、学部に進学するとき、ゼミの選択で迷った。平野秩夫先生が「ヘー

ゲルの法哲学を輪読する」とあったので、そのゼミを希望、と書いて学部事務室に提出した。すると「君、平野先生の研究室に行って、直接お願いしなさい」といわれた。ビビりながら訪ねると、幸いにもゼミに入れていただいた。が、4月から始まったゼミで、学部生の参加者は私だけで、他は大学院生や助手の方々であった。5月末までには原書を手にしてゼミに臨むよう言われた。名古屋の丸善には在庫がなかった。71年5月24日、高速バスで京都に行きホフマイスター版のヘーゲル法哲学を買い求めた。その時の胸の高鳴りを、今でも憶えている。隔週土曜日午後が開かれるそのゼミで、学問的緊張というものを教えられたように思う。そのゼミに提出した「難解をもって知られる平野法哲学は・・・」から書き出した400字詰め原稿用紙で40枚近くあるレポートは、私の本棚の片隅にまだ置かれている。

私は、冒頭で次のように記していた。

「我々は、学の始めにあたっては、直接知（なんとなくわかっているようなもの）を前提として、それを定義に導く（即ち、概念的認識に高める）のであり、学は、自己の抽象からの発展を通じての具体化に於いてのみ、自己を提示しうる。そして、『知る』ということは、既に揚棄することを意味するから、自己の自己揚棄の発展は、自己を、自己を知る媒介とする自己揚棄の自己実現である。故に、具体的な存在（自己が具体的な自己として一つまり、無限の過去と社会の広がり、自己の内に揚棄しているものとして）の、Sollenを含むSeinの自覚が、学の内容なのである。自己によって対象とされた自己、客体をもつところの自己、自己それ自体である主体は、故に一方では、感性界に存し、他方、Sollenとして理性的に働く二重性格を持つところの自己であり、自己の否定を、自己の内に、自己の他者として揚棄する主体的自覚の『自覚の自己揚棄的自己実現の働き』、これを離れては学は存在しない……」。

今にしてみれば、赤面する、というか、かなり意味不明な原稿で、それを読んでくださった先生も、さぞ困ったことであろう。あの頃は、そういう世界を、それこそ七転八倒しながら考えていたのである。埃をかぶったファイルを何十年ぶりかで取り出してみた。

三

その後、同志社大学大学院法学研究科に進学した。法哲学、法思想史を、八木

鉄男先生、恒藤武二先生、法制史を井ヶ田良治先生、岩野英夫先生のもとで学んだ。また、政治思想史の脇圭平先生の研究室にも出入りを許され、知的刺激を大いに受けた。とりわけ恒藤武二先生からは、研究を続けていく姿勢というか、物事の捉え方、生き方をも含め「決定的影響を受けた」というほかはない。

修士論文はヘーゲルで書く、ということは漠然と決めていた。しかし、ヘーゲル『法哲学』をまるごと、というのでは手に負えない。第1部第2部のヘーゲルの「法・道徳」峻別論を論じようかとも思ったが、気持ちが向かない。かといって、第3部「市民社会論」「国家論」の分野は、膨大な研究蓄積があって、先行研究を踏まえるだけでも大変なエネルギーが要ることがわかった。そこで、第3部第1章「家族論」に対象を定めた。それにまた、この章は、ヘーゲル『法哲学』のなかでも学部生の頃から密かに惹かれる部分であった。今から思えば、青春時代のエトス・パトスというか、或いは取り巻く空気というか、テーマをヘーゲルの「愛」の理論に設定すれば、情熱を傾けて論文作成に向かうことができるのではないかと考えたのであろう。

たとえば、仲間内の勉強会などで読んだマルクスの『経済学・哲学草稿』第3草稿の「貨幣」の項には有名な一句があり、やはり、例に漏れず私も、かなり感動した。

「人間を人間として、また世界にたいする人間の関係を人間的な関係として前提してみたまえ。そうすると、君は愛をただ愛とだけ、信頼をただ信頼とだけ、その他同様に交換できるのだ。君が芸術を楽しみたいと欲するなら、君は芸術的教養をつんだ人間でなければならない。(略)もし君が相手の愛を呼びおこすことなく愛するなら、すなわち、もし君の愛が愛として相手の愛を生みださなければ、もし君が愛しつつある人間としての君の生命発現を通じて、自分を愛されている人間としないならば、そのとき君の愛は無力であり、一つの不幸である」。

マルクスは、同様の愛の思想を記した手紙を妻にも書き送っている。次のような内容であったように記憶している。「フォイエルバッハのいう存在に対する愛でもなく、プロレタリアートに対する愛でもなく、愛する者に対する愛は、ここで名前をあげろというなら、いとしい君に対する愛は、人間をふたたび人間にする」。

おそらく誰にとっても、20代半ば頃というのは、こうした愛のテーマを得意に

なって諳んじ、打ち震えていた季節であったことだろう。修士論文のタイトルを「ヘーゲルにおける「愛」の倫理—『法哲学』家族論への接近、序章—」にした。

ところで、ヘーゲルはカント婚姻論を鋭く批判する。何故か。法と道德の領域を峻別したカントは、婚姻を、近代私法体系のなかで、個の尊厳・自由意思の尊重という近代が獲得した法原理によって定義する。つまり、カントの主体的人格・自律の思想からして、人間の法的関係を形成する前提は、一個独立の人格と一個独立の人格との意思の合致、である。その思想を婚姻関係にあてはめれば、私はあなたの亭主（或いは女房）であると同時に、或いは、亭主（女房）である以前に、一個独立の人格である。現在の私が、そして現在のあなたが、婚姻関係をこれまで同様継続することを意思するがゆえに、その関係が現在も続いている、ということになる。

婚姻を、教会の後見から解放し、習俗や道德規範にも依拠することなく、近代市民社会の価値体系の論理でもって定義したカント婚姻論である。その理論が潜在的にもつ徹底性、根源性、つまりラディカルさ。その主張は、それまでの婚姻思想を覆し破壊する。カント婚姻論が、現代に続く「啓蒙主義の婚姻論の定式化」と目される所以である。しかし、ヘーゲルは、そうしたカント婚姻論を「恥ずべき仕方である」と徹底して批判するのである。

ヘーゲルも、もとより近代の啓蒙的個人主義、カント的個人の自律思想の由来、その歴史的必然性を認識していた。その意味では、ギリシアの精神世界は「取り返す術もなく過ぎ去ってしまった精神の帰郷地」でしかないことを承認する。

しかし、ヘーゲルは「愛」を婚姻の人倫的心術として捉え、その「愛」を「愛とは、私と他者とが一体であるという意識のことである」と定義する。つまり、愛においては、私は私だけの独立の人格であることを望まず、私は他者において自己を得、同時に他者も私において自己自身を得る、というのである。そこでもなお独立の人格を主張することを、ヘーゲルは「無恥」、「恥ずべき仕方」と呼ぶ。しかし、ヘーゲルにあっても、婚姻の出発点を「二人の個別的な人格性を一体性において放棄して、一人格を形成しようとする同意」に求めている。

実は、カントとヘーゲル、二人の「婚姻」概念に如何ほどの差異があるのか、はなはだ微妙である。にもかかわらず、ヘーゲルがカント婚姻論を「市民法的婚姻

契約説」だと言いつつ、それを徹底して批判する真意は、近代市民社会の論理が孕むであろう迫りくる問題に対する両者の認識の相違にあったのではないだろうか。自我の確立、個の尊厳を経験した人類史は、人間関係の根底に各人の自由意思をおく。そこから、近代市民社会における止めどのない物象化と人間関係の限らない契約化が進行し、その進行を、近代、現代人は食い止めることができない。それがまた、近代経済社会を、ますます発展の途につかせもするのである。が、そうした近代私法体系の論理を、直接、婚姻関係に持ち込むと、市民社会を根底で支えている婚姻家族、大家族制から都市に移住した、今後ますます移住してくるであろう夫婦とその親子から成る婚姻家族そのものが、崩壊の危機にさらされるのではないかと、一というヘーゲルの洞察にあったのではないだろうか。歴史的事実のその因って来る所以の必然性を洞察すると同時に、それが如何なる未来を孕んでいるのか、という認識。ヘーゲルのカント婚姻論批判は、実は、現代社会が抱えている婚姻をめぐる状況、夫婦であるとはどういうことかといった原理的難問が生じるのではないかという予見、それを回避するための人倫的格闘から生じてきた、と思われるのである。

四

以上のような論文を発表した後、日本ミルトンセンターにおける「ミルトン離婚論」のシンポジウムに参加する機会を得た。英文学の越智文雄先生から、法学関係の発表者を探している、という申し出が恒藤先生にあったようだ。私も、ジェイムス・ディーンの影響もあってか、叙事詩『失樂園』の詩人の感性に関心もあって、喜んで引き受けた。

その内容を要約すると一。

長編叙事詩『失樂園』の著者ジョン・ミルトンは、英文学史上シェイクスピアと並び称される。しかし、ミルトンの思想は、詩作活動に表れているだけではない。たとえば、表現の自由、言論、出版の自由の古典的名著ともいわれる『アレオパジチカ（言論・出版の自由）』や国王裁判・チャールズ1世処刑の正当性を唱えた『為政者在位論』が示すように、『失樂園』の詩人の感性は、彼の生きた時代の思潮を鋭く捉え、歴史の動きに深くかわりながら形成されていったのである。詩人ミルトンは、或る意味でピューリタン革命と生涯を共にし、その革命の精神を一身に体

現した思想家でもあった。

ミルトンは、革命の途上、『離婚の教義と規律』と題するパンフレットを執筆、公表した。彼によれば、婚姻とは、孤独な生活に対して人を慰め、生きる力を与えるものであり、夫婦間の相愛関係・幸福な交わりこそ婚姻の「もっとも主要かつ高貴な目的」である。それ故、「神は生殖の目的については後に言及したのである。婚姻の尊厳さにおいては、それは二次的なものにすぎない」という。つまり、ミルトン離婚論の論旨は、身体的結合の不能が、婚姻解消の最大の原因として教会法上認められているのであれば、精神的結合の不能は、より以上に離婚の正当化原因とならないはずはなく、実際またこうした場合、聖書の中でもモーゼ以来一貫して、その正当性が認められていた、というものである。

婚姻の第一目的である「夫婦間の相愛関係・幸福な交わり」「慰めと平安」、要するに「愛」は、婚姻の成立要件であるばかりでなく、いわば婚姻の存続要件でもあり、それが必要かつ十分条件である、ということになる。家庭を幸福を築く場として、婚姻をそのための手段として捉えれば、論理必然的に離婚の可能性が出てくるだろう。幸福追求という目的が達成できない場合、その婚姻を解消して新たな家庭を築くことこそ、ミルトンによれば神の意志であり、社会にとっても有用である、ということになる。しかも彼は、離婚の自由は、「愛の主権者」である当事者の理性的選択、「良心の自由」にかかる問題であって、離婚の選択、その可否にかんしては司法権が介入・干渉しえない領域である、という。世俗の法に期待される役目は、「相手側が一方的な不利益を被ることのないよう公平な条件を定める」ことだけである。

このパンフレットは、当時、かなりの売れ行きであった、という。ミルトンは、キリスト者としての「内心の自由」に根ざす離婚の「規律」という彼一流の信念をもって執筆したのであったが、実際、この著をもてはやす読者層のなかには、「わが意を得たり、と大いに笑うベリアルの輩」も多かったに違いない。こうしたミルトンの主張は、カトリックや英国国教会、王党派からの非難ばかりでなく、共に革命を推進していた議会多数派（長老派）からも反発を買うことになる。結果、ミルトンは、この著が「出版物検閲令」に違反しているとの弾劾を受けるに及んで、言論・出版の自由を求めて『アレオパジチカ』を発表する。

詩人ミルトンの主張は、夫婦の情緒に最大の価値を置く婚姻観のひとつの典型
といってよい。それ故彼は「婚姻を法の領域から取り出し、それを情緒的な心理学
の領域に移し入れた」と評される側面をもっており、さらには、婚姻の思想的アナー
キーを生みだす危険性を内在的にもっている、といえるだろう。

ミルトン婚姻論の帰結は、カント婚姻論の論理的帰結とも相まって、数世紀後
の「有責主義から破綻主義へ、客観的破綻主義から主観的破綻主義へ」という婚
姻・離婚思想史の潮流の端緒を切り開いた。しばしば語られる「家族の多様化」「小
さな家族の大きな崩壊」といった現代家族をめぐる現象は、近代が獲得した法原理
の徹底化、人間感情の卓越性を訴える詩人の思想と連なる側面があるように思う。
とするなら、新たな婚姻論を模索するさい、ここで今一度、カントの法哲学『人倫
の形而上学』、またミルトンの『離婚の教義と規律』を読み返す必要はあるだろう。
法思想史を振り返る意味も、そこら辺にあるように思われる。

五

小説を読み、条文を読む。音楽や絵画ではなく、言語や文字を使用して理解し、
解釈につとめる。その点では共通しているはずの文学的世界と法学的世界。にもか
かわらず、何故、両者の世界像がこんなにも違うのだろうか。法学の勉強を始め
た頃、例に漏れず私も、法学部を選んだことを後悔したりもした。詩人ハイネはい
う、「法学との打算的な結婚」。或いはゲーテの『ファウスト』第1部書齋での有名
な会話。

大学院に進んでから知ることになるが、フランス法研究者で比較法文化論を開
拓していった野田良之先生は、「青春時代は万人が多かれ少なかれ詩人となる時期
であるが、この期に法学の研究を志す者が心から法学を愛しているか」というと、大
部分はそうでないという答がおそらくあたっていると思う」と、1954年にすでに述
べている。

野田は論文「詩人と法」のなかで、ドイツの法哲学者エリク・ヴォルフの「法
は人間の本質に属し、どんな純粋な詩も人間の本質に関して意義ある発言をなす」
といった見解を紹介して、「我は人間なれば、人間的なる何ものもわれに無関係な
りとは思わず」といった古代詩人の言葉は、あらゆる詩人の心でもあるだろう、と

いう。つまり、野田は「われわれ法学者が詩人に期待する法の理解とは、法について健全な常識をもつという社会人として当然の心構えのことを云うのではない。われわれが専門家として見忘れ易い法の純粋な本質、その人間性の深みをわれわれに絶えず注意してほしいということなのである。その意味では詩人の法に対する反撥すら、それが純粋で本質的なものである限りまことに尊いのである。なぜなら純粋で本質的な批判は単なる法の否定ではありえず、それは必ずや人間性の内奥において法の本質の認識と連ならざるを得ないからである」と結ぶ。

そうした崇高な目的意識をもっていただけではないが、私なりに学生の頃から文学の世界に惹かれ、詩人と法学者の接点に素人なりに関心をもっていた。

六

誰しも若き時代に石川啄木(本名は石川一)の世界に魅かれたことがあるだろう。代用教員の代表格、石川啄木。(ちなみに、南の島の代用教員の代表格として思い浮かぶのは、「えんどうの花」を作詞した金城栄治である。)

ところで、石川啄木(1886-1912)と、かつての法学界の重鎮、小野清一郎(1891-1986)とは盛岡中学校の先輩後輩の間柄である。

石川啄木は1898(明治31)年に盛岡中学校に入学した。盛中の2期先輩に金田一京助がいる。二人の親交は、夙に知られている。たとえば、「母性愛に近い愛情で啄木を愛し、育て、支え続けた深い友情に、今更ながら心を打たれる」(森 義真)。ちなみに、宮沢賢治が盛中に入学したのは、1909(明治42)年である。

盛中時代の啄木は、ストライキやカンニング事件、また節子との恋愛など、ラディカルや中学生生活を送った。その果てに、1902(明治35)年10月27日、退学。同月30日、「文学をもって身を立てる」ため、郷里を去り上京する。啄木、中学5年の秋である。その月に発行された『明星』(3巻5号)に、白癩(はくひん)の筆名で、啄木の短歌が初めて掲載されている。「血に染めし歌をわが世のなごりにてさすらひここに野にさけぶ秋」。

小野清一郎は、啄木が退学した翌1903(明治36)年に盛中に入学した。秀才の名をほしいままにした小野は、明治41年3月に盛中を卒業し、同年9月、一高独法科に入学。明治44年7月、首席で卒業した。(ちなみに、佐喜眞興英が同じく一高

独法科に入学したのは1913（大正2）年なので、小野は佐喜眞の5期先輩ということになる。）

啄木が盛中3年生の10月、盛岡中学校校友会発会式が行われた。以後、啄木は、校友会雑誌に短歌を幾首も寄せている。一方、小野は、盛中時代、学業だけでなく、文芸にも秀でていた。校友会雑誌にかかわっていた彼は、5年生の秋、石川一に書簡を送っている。「盛岡なる小野清一郎君より来簡あり」（明治40年9月26日）。おそらく、それ以前に校友会雑誌への寄稿依頼があったものと思われる。その書簡の数日後、啄木は日記に「盛岡中学校の校友会雑誌来る。予が贈りし『一握の砂』を載せたり」（同年10月2日）と記す。

小野が盛中を卒業し、一高を受験するため上京した後も、交遊があったことが窺われる。明治41年の啄木日記から、いくつか紹介すると一。

「1時頃、盛中出の小野清一郎君来る。金田一君と三人にて4時頃まで語る」（6月13日）。「1時頃小野清一郎が来た。第一高等学校の入学試験が二日許りにすんだと。肋膜炎をおして試験に出た所が却ってよくなったと言っていた。4時頃まで遊んで行った」（7月13日）。「10時半頃に小野清一郎君が来た。病気はもうすっかり癒ったと見えて、肥って日にやけてゐる。此人は盛岡中学空前の秀才なさうで、今度一番で一高の独法に入ったのだ」（9月2日）。

さて、「漱石程度の小説ならいくらかでも書ける」という自負心のもと、盛中を中退して上京した啄木であったが、失意のうちに渋民村に帰郷せざるをえなかった。「来る4月より当村小学校に教鞭をとる筈に相成居候。月給8円の代用教員！天下にこれ程名誉な事もあるまじく候が、これは私自身より望んでの事に御座候」（明治39年3月11日）。啄木の「予は日本一の代用教員となって死にたいと思う」という気位の高さ、その高慢さとともに、「涙も恨みも」漏れ聞こえそうな宣言文である。北の代用教員の代表格、石川啄木。その後、漂流する瑞々しい詩人の感性は、足尾鉍毒事件や大逆事件など明治末期の「時代閉塞の現状」と向き合うことによって、変貌していく。彼は「食らうべき詩」を書き、「強権に確執をかます志」を胸に、社会主義に接近する。1912（明治45）年、死去。享年27歳。現在、啄木の全歌4067首を編年体化した本も出ている。私には、啄木の詠む歌と「現代の歌姫」中島みゆきの詩・歌詞に通底する感性、志操、時代と向き合う姿勢が感じられ、下手な哲学

書や天下国家論より、よっぽど彼らの詩人としての切れ味に心が傾く。

一方、戦時中の「日本法理研究会」の理論的指導者とも目される小野清一郎は、戦後、公職追放の身となる。その後、法務省特別顧問、法制審議会の刑事法特別部長などを歴任する。が、戦後、小野の書いた諸論稿を読んでも、啄木の法思想との乖離は明らかである。東京大学名誉教授、勲一等瑞宝章・文化勲章受章者。1986（昭和61）年、死去。享年95歳。なお、小野は浄土真宗の敬虔な信者であった。また、啄木の父一禎（いってい）は曹洞宗のお寺の住職であった。那覇の真教寺には啄木の歌碑がある。「新しき明日の来るを信ずといふ／自分の言葉に／嘘はなけれどー」。

私の本棚の片隅に、恩師恒藤武二先生から頂いた小野清一郎の『日本法理の自覚的展開』『法理学と「文化」の概念』『法律思想史概説』など、また『ヨゼフ・コーレル 法の一般的な歴史』の訳書が置かれている。後年、そのような仕事をされた小野は、中学時代に「啄木に、秘かに憧憬れて」いて、そこで盛中を卒業すると、さっそく啄木を訪ねたのであった。小野の著作の背表紙を眺めながら、小野の若き日の心情や啄木との交遊の情景に思いを巡らせたりしている。

佐喜眞興英が私淑した穂積陳重も、実はこう述べる。「法律が道德宗教と相並んで人生の大法則である以上、そして人生なるものが乾燥無味でないならば、法律談とても乾燥無味なはずはない」（穂積『法窓夜話』）。それが穂積陳重の法学観であった。その意味では、素人考えながら、人間存在を問い、人生を刻む文学の世界と法の世界は、どこかで交錯し手を握り合っているようにも思えてくる。

そういえば、武二先生の御尊父、恒藤恭も若き日に『都新聞』の懸賞小説で一等に当選し、文学で身を立てようとした。一高では英文科に入学する。が、そこで芥川龍之介と出会い、その交遊を通して、帝大進学は「文科から法科志望」となった。二人の生涯にわたる親交は、夙に知られている。恒藤の書いた数編の小説、幾首もの短歌も残されている。

七

上に、恒藤恭に触れたが、恒藤の義父・恒藤規隆と宮沢賢治に、実は接点がある。恒藤恭（結婚前の姓は井川）は、日本の基礎法学の礎を築いた法学者である。1916（大正5）年、恒藤規隆の長女・雅（まさ）さんと結婚。その後、1933（昭和

8)年に起こった「京大事件（瀧川事件）」で京都大学法学部を7人の教授が去ることになるが、その一人である。同年、恒藤恭は「大学が大学として有すべき学問の独立、研究の自由が否認されたとき、大学は生命無き存在と化し、大学にとって、生きることは反って死することを意味する」と述べた弁明書「死して生きる途」を『改造』に掲載する。その年の初秋に、宮沢賢治は亡くなった。

恒藤の義父・恒藤規隆は、駒場農学校の2期生である。その1期生に玉利喜造がいて、後に、彼は高等農林としては全国で最初の学校である盛岡高等農林学校の初代校長に就く。恒藤規隆は、かつて駒場農学校で共に学んだ玉利との縁もあってか、盛岡高等農林学校の開校の翌年、1904（明治37）年9月より、同校の講師を嘱託され、その陣容に加わっている。それまで「肥料鉱物調査所」所長という官職にあった恒藤は、1903年12月、そのポストが「廃庁廃官」になったのを機に、「一民間人」として、南方諸島の燐鉱探検に乗り出していた。その事業は紆余曲折あった。が、1913（大正2）年、「ラサ島燐鉱株式会社」が設立され、恒藤が社長に就いた。そうした事業に傾倒するかたわら、彼は、盛岡高等農林をはじめ、いくつかの高等農林学校でも講師に嘱託されていた。そこら辺りの事情を、恒藤は、こう記している。「各校へは、毎年期末に参校して学生に、主として燐礦並に地質土性に関する講義をして来たものであるが、昭和4年ラサ島燐礦会社退職後は是等の学校の講義は罷めて居る」。

宮沢賢治は、恒藤規隆の盛岡農林高等学校での教え子である。賢治は、1915（大正4）年4月、盛岡高等農林学校に入学する。恒藤は、賢治の入学時も、その教授陣に名を連ねており、担当は「土壤肥料」であった。賢治の在学時、「土壤及肥料」は2年生の配当科目である。宮沢賢治は2年時に、おそらく期末の集中講義というかたちであっただろうが、恒藤規隆の「土壤肥料」の講義を受講している。また、賢治は、1918（大正7）年3月に卒業するが、「地質土壤、肥料」研究のため、研究生として続けて在学することが許され（1920・大正9年5月まで）、また、盛岡高等農林学校実験指導補助を嘱託されている（1918・大正7年5月10日から同年8月24日まで）。このように、賢治は、卒業後も2年余り同校に関わっている。毎年、いわば「集中講義」のため盛岡高等農林に来る恒藤規隆と実習所や職員室で会い、燐鉱その他諸々の件を話し合う機会が幾度もあったと思われる。

恒藤は、当時、農商務省のお雇い外国人のひとりであるドイツ人のマックス・フェスカ (Max Fesca, 1846-1917) の「一番弟子」と目されていた。ところで、1882 (明治15) 年の第1回県費留学生の一人である謝花昇は、1888 (明治21) 年から1891 (明治24) 年まで、東京農林学校本科および農科大学に在学する。フェスカは、その頃の謝花の恩師でもあった。謝花の卒論がフェスカの影響を受けたものであることは夙に知られている。

謝花は1865 (尚泰18・慶応元) 年生まれであるから、1857 (安政4) 年生まれの恒藤の8歳後輩ということになる。謝花は1898 (明治31) 年末、「在野の一個人として生きる覚悟」のもと、官を辞した。その点、恒藤と共通する。謝花は、沖縄初の農学士として、郷土の農政、林政に尽くした人物である。宮沢賢治も謝花も、農民の暮らしの向上に繋がれば、との一途の思いから、一方は東北、他方は沖縄で、それぞれの土性、風土に適した肥料の改良を追求した。その志操の点では、謝花、賢治に恒藤も加えて三者に共通していたはずである。そして、三者は、農学を学んだ後、各人のその後の人生を刻んでいく。

「雨ニモマケズ 風ニモマケズ 雪ニモ夏ノ暑サニモマケヌ 丈夫ナカラダヲモチ 慾ハナク 決シテ臆ラズ イツモシズカニワラッテキル / (略) ミンナニデク ノボートヨバレ ホメラレモセズ クニモサレズ サウイフモノニ ワタシハナリタイ」

宮沢賢治は、この詩を、1931 (昭和6) 年秋、病床で手帳に走り書きした。「サウイフモノニ ワタシハナリタイ」と賢治が思っていた頃、南の果ての島、波照間では、恒藤規隆が、島での燐鉍区採掘許可願書をめぐる裁判で、塩谷東一郎と争っていた。

恒藤は、幾度も沖縄に来ており、その足跡は、大東諸島、尖閣、波照間にも及ぶ。恒藤は、沖縄県庁に寄った折などで、東京農林学校の後輩にあたる謝花の名を聞くこともあったであろう。恒藤が来沖したとき、謝花は沖縄にいる。しかし、二人が顔を合わせたという記述は見つからない。恒藤が、謝花の存在を知っていて、彼を訪ねることがあったならば、玉利喜造のことや、二人の共通の恩師フェスカのことを語り合える時間を持つことができたであろうにと、つい思ってしまう。あるいは、語り合えるとはいかなかったにしろ、時の県政、その背後にいる明治政府に翻弄さ

れた時代の先覚者の胸中に、第1回県費留学生として上京し、農学を学んでいた若き頃の志操や情景を蘇らせることができたであろうに。或いはまた、薄明のなかにあつてなお微かながらも一条の光が、彼の脳裏に注がれることもあつたであろうに。「沖縄で初めて帝大を出て、初めての農学士となった」謝花昇と、「日本で最初の農学博士」恒藤規隆との出会い。二人のその語らいの場面を、つい夢想してしまう。

2009年に公刊された『渡辺洋三先生追悼論集 日本社会と法律学』のなかには、渡辺洋三の30歳の頃執筆されたと思われる遺稿「宮沢賢治について」も収録されている。「宮沢論は一生の課題」とまでに賢治のヒューマニズムに魅かれた渡辺は、若き頃の或る日の午後、宮沢賢治の詩を少しばかり読もうとしたのだが、気がつけば、夜中の2時半まで読み続けてしまった、と記している。「初めて宮沢賢治の名前を聞いてから10年間、僕の間人形成がどんなに多くをこの人に負うているかは計り知れないほどです」。

八

大学院で受講したなかでは、八木先生、恒藤先生、また京大から出向しておられた加藤新平先生（カントの『道徳哲学』を輪読した）の演習のほか、日本法制史を担当していた井ヶ田良治先生の、明治期の「民法典論争」に興味を持った。同時に、1814年、ドイツの法学界を二分した「法典論争」にも関心が向く。いわゆる、サヴィニー・ティボー論争である。

サヴィニーはヘーゲルの「宿敵」であり、ティボーとヘーゲルは、彼らのイエナ時代以来、親密な関係にあつた。サヴィニーは「ドイツ法制史」を確立した巨匠であり、「歴史法学」の確立者。その愛弟子にグリム兄弟がいる。ヘーゲル『法哲学』は、その「歴史法学に対する公然たる挑戦」の書、ともいわれている。

「革命と啓蒙」の世紀をどう捉えるか。いうまでもなくドイツ法典論争は、18世紀末から19世紀初頭にかけての時代の思潮のなかで起こつた。「革命の子、兵士」ナポレオンによるフランス民法典のドイツへの伝播。それは征服戦争による移植ではあつたが、同時に、それが人類に普遍的な「理性によって書かれた」法典である、という信念にもよつた。しかし、フランスによるドイツ制覇も、1813年の対フランス解放戦争によって瓦解した。ドイツの「法典論争」は、その後のドイツの法制度

をどうするか、という問題である。

「理性法論」の代表者ティボーは、フランス革命の申し子である民法典を、たとえそれが外国産であったとしても、その理性の法制定力を確信し、先ず、法による統一を企て、「一つのドイツ」、国民国家の早期の形成を志向する。彼は、サヴィニーによって反論がおこるであろうことも想定し、それに対しあらかじめ批評している。「法は民族の固有な精神、時代、場所、状況に従わなければならない。ドイツ全体に対する共通の一般民法典は、現時点では有害かつ不自然な強制となる」という反論である。それに対して、ティボーは、我々はモンテスキュー以来何度こうした議論を聞いてきたことだろう、と嘆息し、こう記す。「こうした見解は、現象のありふれた結果と、理性によって存在しなければならず、且つ存在しうるものとの混同以外のなにものでもない」。こうしたティボーの主張は、理性の基準と一致した形態だけを「現実性」とよぶヘーゲルの用法と通底する。そして、「何か偉大なことを企てるさい、伝統に固執することは、しばしば障害になる」との言葉で、彼の『ドイツのための一般民法典の必要性について』は結ばれる。

ナポレオン後のヨーロッパの領土再編問題を討議していたウィーン会議は、1815年に閉幕した。その結果、ドイツについては、ほぼ旧状に復し、新たに35の君主国と4自由都市からなるドイツ連邦が発足した。「遅れてきた国民」の国民国家形成は、先送りされた。政治的な統一に先立つ「法によるドイツ統一」を目指したティボーの提案ではあったが、その提案が実現できる国際環境、政治状況になかったのである。

ヘーゲルとティボーの思想的共鳴を正確に知りたいという思いで、『ヘーゲル書簡集』のなかからティボーの名前が、『ティボー書簡集』のなかからヘーゲルの名前が出てくる書簡をリスト・アップして、調べたことがある。30通余りの書簡に両者の名前が出てきたが、1通だけ、直接、ティボーがヘーゲルに書き送った手紙があった。おもな内容は、当時のプルシェンシャフト(学生運動)をめぐる問題であった。が、そこには「1時間ほど前に、貴殿の素敵な奥様がこの町へ来られているという連絡を受けました。すぐにも彼女のもとへ行きたいと思います。何と嬉しいことでしょう」といった一文が記され、ヘーゲルとティボー両者の親密さを窺うことができた。

ハイデルベルク大学にいたティボーは、サヴィニーとの論争の後、或る意味で法学に愛想を尽かし、音楽活動に浸っていた節がある。「トロイメライ」など少年頃の記憶を呼び起こす曲をいくつも世に送ったシューマンは、その若き頃、ハイデルベルグ大学法学部に入学する。その恩師がティボーである。

九

1992年度に沖国大の「学外研究員」として、エアランゲン大学で1年間、勉学する機会をいただいた。受け入れ教授は、ヘーゲル研究で著名なエアランゲン大学哲学部のマンフレッド・リーデル教授。私は、「ヘーゲル法哲学の研究」ということでドイツに行ったのであるが、しかし、そこで次第にグリム兄弟への関心が募っていった。何度かグリム兄弟の足跡を辿る小旅行に出かけ、またマールブルグ大学を訪ねたりした。

ヘーゲルやティボーの自然法学（理性法学）派の思想、つまり普遍的な人間理性を希求し「世界精神」の存在を証明していく手法を学びながらも、一方で、歴史法学派の個性的歴史的な「民族精神」論、「民族の共同の確信」を探ろうというサヴィニーの主張にも惹かれるものがあった。或いは、高校卒業以来、名古屋、京都で学業を積み、郷土に帰ってきた私にとって、身近で起こる様々な事件事故、それに対する日本政府の視線に、じっくりこないものを感じるなか、「郷土」とは何ものかという自問、「私の素性確認」「アイデンティティー」へのこだわりが、内部で徐々に起こったことによるのかもしれない。日本のなかで沖縄というこの地の歴史事象、風土の持つ特異性、或いはその振幅性を、「郷土」概念でながししか解読できないであろうか、といった志向である。かつて佐渡山豊は、トヌユー（唐の世）からアメリカユ、アメリカユからまたヤマトヌユー「ひるまさ変わいるくぬウチナー」と、「ドゥチュイムニー」しながらギターを掻き鳴らした。また、海勢頭豊は、「喜瀬武原」への想いを、静かに切々と奏でる。どちらも聴く者の心と打ち合い、訴い合う。また、戦後すぐにヤマトから石垣島に引き揚げしてきた詩人の伊波南哲は、海が見渡せる父祖伝来の畑を耕しながら、「おーい、南哲はここにいるぞー。おーい、俺は生きているぞー」と、海のかなたに向かって叫んだ、という。そうした歌や心情に共鳴した頃である。或いはその頃はまた、沖縄民俗学を近くで日常的に学ぶ環

境にあったことも影響しているのだろう。

1年間の研修を終え、大学に戻った私は、南島研のシマ研究会で、ヘーゲルではなく、グリム兄弟とくに兄ヤーコブについて報告した。「一人の人間が、法学、言語学、歴史学と多岐にわたって研究を深め、その結合で独自の世界観の構築を目指していたことに驚きを感じる」といった内容であった。その研究会には遠藤庄治先生も参加され、コメントして下さった。そこでの議論は、私にとってたいへん貴重で、その後の研究を進めるうえで大いに役立った。

それはさておき、サヴィニーは、1815年、彼の創刊した『歴史法学雑誌』の巻頭言（いわゆる「歴史法学綱領論文」）でこう述べる。

「民族の各々の時代は全過去の継承・発展と考えられねばならない」。「各々の時代は自己本位的かつ恣意的にその世界を産み出すわけではなく、それは全過去と分ちがたく結びついている」。「法の素材は、その民族の全過去によって与えられている。その最も内奥にある本質とその歴史から法の素材は産み出される」等々。

精緻な法源探求を生涯かけておこなったサヴィニーのこうした主張は、マールブルグ大学法学部の学生であったグリム兄弟の心を揺さぶった。その出会いは、運命的ですらあった。というのも、サヴィニーは、1800/01年の冬学期からマールブルグ大学に着任する。が、1804年には大学を辞して資料蒐集の旅に出るので、マールブルグでの教授生活はわずか4年足らずであった。グリム兄弟の兄ヤーコブがマールブルグ大学に入学するのが1802年、弟ヴィルヘルムは翌03年である。ヤーコブ自身、その出会いにかんして『自叙伝』で述べている。「私の一生と全学問に決定的な影響を及ぼした、という以外言いようがありません」。サヴィニーにとっても、彼の最初の愛弟子はグリム兄弟、とりわけ兄ヤーコブということになる。彼らは、後年、ベルリン大学の同僚となる。

十

ヘーゲルや、彼の弟子エドワード・ガンズ、またティボーを読みながら、一方で、グリム兄弟を追いかける研究が続いた。そうしたなかで、佐喜眞興英と出会う。興英の生誕100年の記念行事があったことや、また興英の孫にあたる佐喜眞道夫さんが、私設の美術館を計画していた頃と重なるように思う。（なお、佐喜眞美術館所

蔵のケーテ・コルヴィッツの諸々の作品に圧倒されて、後年、私は、ケーテの書いた回想録のいくつかを邦訳したことがある)。グリム兄弟と似たような仕事を、沖縄出身の法学者佐喜眞興英も、その短い生涯をかけておこなっていたことを知った。しかも、彼の孫が、日頃親しくさせていただいている方々であることを知り、言い知れぬ喜びを覚えたものだ。

そんな折、或るファックスが届いた。送り主は、興英の一粒種、貞子さんの長男である花崎為継さん。日頃敬愛する先輩であり、当時、玉泉洞琉球王国村の社長という要職にあった。

「一見何の係わりも無さそうな日出夫と興英だが、その結びつきは必然であった。日出夫が独法哲学を選んだその時に、ルートは敷かれたと言っていい。ルートといっても線ではない、飛び石みたいなものだ。広辞苑によると、グリム兄弟のことをドイツの言語学者、文学者とある。これは日出夫を単に歌手、音楽評論家と解するに相似している。グリムが追及したかったのは言語学の為の法則発見ではなく、また昔話の収集も文学の為に行なったものではなかった。彼は不文律の深層にひそむ「言語」の持つ意味を捕まえ、法が誕生する以前まで遡り、そこから法を考えたかったのである。(略) かくして彼は隣の飛び石へ移る如くしてグリムから興英に達した。一小説「風と道」のプロローグより―」

このファックスのコピーは、もう陽に焼けて黄色がかっているが、今も研究室の机の横に、興英の法衣姿の写真と並んで貼られている。

伊波普猷をはじめとして佐喜眞の先輩や同時代の沖縄出身の研究者たちの多くは、おもに言語や文学、民俗学や歴史の分野で研究を積み上げていた。「日本文化の原型」とされ、或る意味で重宝がられていた沖縄をめぐる当時の研究状況に対して、沖縄の今後、その将来の趨勢を、法学を学んだ佐喜眞は、冷静に見据えていた。それがまた、彼の沖縄研究に独特の色合いを持たせることになる。彼は、私淑する穂積陳重の、また穂積も影響を受けたサヴィニーやグリム兄弟の法学的世界観を構築していく手法を学んでいく。佐喜眞は、そうした視角から、近代化を急ぐ日本に組み込まれながらもなおその違和感の所以を探り、以後、同化が強要されてくるであろう郷土沖縄における規範意識のありようを模索せんとしたのであろう。

その後、私は、遺著『女人政治考』、また佐喜眞が生前に出した『南島説話』、彼の「望

郷の書」である『シマの話』、その他雑誌『民族と歴史』などに寄稿した論文などを、ヤーコブ・グリムの姿勢、志操を思い浮かべながら読み進めた。また、夏休みなどを利用して、興英の最後の赴任地で終焉の地でもある岡山県津山市、彼が帝大時代に寄宿していた「日独学館学生寮」（現在は「山上国際学寮」と呼ばれている）を訪ね、あれこれと思いこふけたりした。実は、一高時代の最初の2年間を自治寮で過ごした井川（後の恒藤）恭も、最後の学期はこの「日独学館学生寮」に移り住んでいる。また、茨城県つくば市にある国立公文書館で、興英が担当した裁判記録を調べたりして、彼の日常の業務内容、その実像に迫ろうと試みたりもした。

興英が遺著『女人政治考』を構想、執筆するさい、大いに依拠した『母権論』の著者バッハオーフェンも、実は、バーゼルの裁判所判事であり、その職務のかたわら、法の歴史的研究に打ち込んでいた。また、バッハオーフェンの『自叙伝』は、サヴィニーの求めに応じて執筆したものである。「いにしえから伝えられてきた聖なる伝承」に深く沈潜することによって「歴史の喪われた一環」を再現しようとする志向、志操は、ヤーコブ・グリム、バッハオーフェン、そして佐喜眞興英に共通する。私は、秘かに、佐喜眞興英を「沖縄のグリム兄弟」と呼んでいる。

そうしたグリム兄弟について研究を進めていくなか、もう一度、ドイツの空気に触れなくなった。幸い、県人材育成財団の平成11年度国内・国外派遣研究員助成対象者に選ばれて、1999年の後期、ベルリン自由大学で研究する機会を得た。研究テーマは「グリム兄弟、とくに兄ヤーコブの法学観」。指導教授は、ベルリン自由大学政治学部のヘルムート・ヴァーグナー教授。ちょうどその折、1999年9月15日から18日まで、「第11回ドイツ語圏日本研究者会議」がトリア大学で開かれた。大会3日目に、私は「郷土愛について：ヤーコブ・グリムと佐喜眞興英の比較研究」と題して報告をおこなった。ボン大学のヨゼフ・クライナー教授が司会、コメンテーターを務めてくださった。懐かしい思い出である。

ところで、岡書院から出版された佐喜眞興英の遺著『女人政治考 一人類原始規範の研究一』の奥付をみると、1926（大正15）年6月20日発行、となっている。実は、佐喜眞自身は、その前年の1925（大正14）年6月13日に亡くなっている。著者名には、故佐喜眞興英、と小さな活字で、故という文字が添えられている。彼の『女人政治考』は、未だ推敲中の原稿が、妻の松代さん、また柳田國男や友人らの尽力

によって、佐喜眞の一周忌に間に合わせて出版されたのであった。

十一

以下、興英の遺著『女人政治考』に寄せた柳田國男、仲原善忠、中川善之助の3名の評を紹介する。

先ず、柳田。『女人政治考』には「序文」はなく、あるのは「小序」である。その「小序」を記したのは柳田國男である。柳田はその冒頭でこう記す。

「佐喜眞興英君の著述は、我々が久しく怠って居た大事業の端緒であった。学界の睡を驚かす警鐘の如きものであった」。

ところで、その驚きは、ひとり「民俗学」だけの問題ではなかったはずである。おそらく、「法学」にとっても事態は同様であり、佐喜眞の早世を知った穂積の「嗟嘆」の深い意味もそこにあるように私には思われる。穂積は1926（大正15）年6月に世に出た「愛弟子」の新たな姿を見ることなく、また、遺著が纏まれば、その著への「序文」を書くという柳田との約束をも果たせずに、その2ヶ月前に亡くなった。柳田が自ら執筆した序文を「小序」とした所以である。そこら辺の事情を、柳田はこう記す。

「自分が始めて佐喜眞君に逢って、其研究の一端を聴くことを得たのは故穂積陳重先生の書齋であった。先生は夙に此の一箇沖繩青年の学問が、他日祖国の文化に貢献する所大なるべきを認め、彼を激励して五たび其稿を改めしめる迄の自信を与へられ、更に又其智識を我々に紹介して、後進と共に道を究めようと企てられたのみならず、今又深く将来ある佐喜眞君の夭折を嗟嘆して、此遺文の為に龍門原上の辞を題せむことを約せられたのであったが、それは終に希望すべからざるものとなった」。

佐喜眞にとって、もはや龍門の急流を登りきる余力はなかった。が、その土に骨を埋むとも名を埋めることはなかったのである。

続いて柳田は、5年程前に沖縄で会った清水駿太郎に言及する。「済々たる沖繩第二中学の出身生の中に、此人あることを自分が知ったのは、全く清水校長が慈父の如き情熱を以て、彼の多病を憂ひ、彼の完成を祈念した切々の言葉からであった。今に於ては先生は寧ろ、此の非凡の才能を見出すの明無くして、彼をして自ら

知らず、遂げざる大抱負の為に空しく奮起せず、故郷に島に留まって、安らかな読書子の生涯を送らしめなかったことを悔いて居られるかも知れぬ。果して然りとすも、それも亦自然なる人間の私情ではあるが、尚我々は新日本の国学の為に、清水氏の推奨と刺激とを多謝すべき理由を有する」。

まだ少し穂積が生きながらえたとするならば、おそらく穂積にとって最後の纏まった一文になったであろう『女人政治考』『序文』は、どう展開されたであろうか。柳田の「小序」を読むたびに、ふと夢想してしまう。

次に、仲原。仲原善忠は、1951年に発表した「佐喜真興英の業績について」のなかで、こう記した。

「25年前、30歳の若さで病没した佐喜真興英氏の学問的業績について語ることは何か知らず心おどるものがある。私は同氏と面識もなく又彼れの短い生涯についても殆んど知ることがないから、佐喜真氏の人物又は同氏の判事としての学問及び業績をかたる資格はない。而し乍ら同氏の残した三つの著書を通じて一彼の職務とはかんけいのうすい—彼を見る時、私は年来の知友であったかのような錯覚をおこして自分の不適格性を忘れてしまう。(略) 佐喜真氏の主著は、彼の死後(大正15年6月)先学知友の手によって世に送られた女人政治考(副題、人類原始規範の研究)と題する野心的な研究である。この著述は彼の肉体をひきさいて生まれ来たと云ってよいような悲劇的産物である。これを考えるとき、一体悲劇はさげ得られるものなのか、又さく可きものなのか、佐喜真興英氏の生涯について見る時、われわれは迷わざるを得ない」。

敬愛してやまない佐喜真に対する仲原の想い、私淑する心情。同時にまた、そこに漂う寂寥とした感慨に思わず頷いてしまう。

最後に、中川。戦前昭和期の「法人類学的な志向をもった法学者」の代表格と目されている中川善之助は、『女人政治考』が刊行された当時、東北帝大助教であった。彼は、刊行されて間もない佐喜真のこの遺著を「細心に三度読んだ」後、「感心し、賛成したい」点や、また「徹底的に異なる見解」をもっている点についても論じた詳細な書評を、3回にわたって「東京日日新聞」紙上に連載した(1926・大正15年10月11日、18日、25日)。

「最近私の読んだ日本書の中で、この佐喜真興英氏の遺著『女人政治考』程私を

強く引き著け、深い感銘を與へたものはない。実際の所、私は最初多大の疑懼を抱きながら読みだした。何しろ、総て人類は、その第一文化階段として女治時代を有ったといふことは明瞭に至難の題目である。さうした学説は今日殆ど跡を絶つたに近いものである。いはんや著者は30歳を越えたばかりの、しかも判官といふ本業を別に有った人である。何うしてこの大業がよく達成し得ようか—と私は考へざるを得なかった。

併し読み終った私は驚いた。私の疑念は根本から裏切られた。著者は東西古今の人種学的材料を縦横に駆使して（勿論孫引の所も少なくない様ではあるが）、更に加ふるに古琉球及び古代日本の史実を以てし、兎に角一通りは立派に如上の命題を論証しているのである。私は実際幾度かおのれの努力未だ足らざるを鞭撻さるゝの感に打たれた。

私は細心に三度読んだ。勿論それだけ細かく目を通せば、どんなものでもアラは出る。そして中には、到底和解すべからざる底の異見も私の胸底にわいて来た。が併し私は、なほ本書を嘆美するの気持を失はない。私は今でも柳田氏の序文における讃辞をそのまゝ、人の前に繰返すものである」。

中川の書評は、次のように結ばれている。

「ただ惜しむべきは、著者の中道にして倒れ、この偉業を完成しなかった事である。著者にしてなほ数年の天寿をうけ得たらば、著者はもっとよくバックコーフェンを読み、ポスト、ミューラー・リール等の母権論を齟り、更にウエスターマーク、メーン、ド・クーランジュ等の父権説を究めたであつたであらう。その意味において、本書はどうしても未完成品である。しかもその未完の中にすでに吾人は輝く無数の璞玉の光を見のがすことは出来ないのである。

私は著者と生前一面識もなかつたものである。しかも本書を読んで、この偉才の夭逝を憾むの情うた切なるものがある。知友等はこの遺著を彼のため又学界のために刊行するの勞を執られた。知友たらずとも、同じ道を求め進む私は、せめてその書を天下に推薦することによって著者への慰安としたいのである。斯る方面に少しでも興味のある人で、未だ本書を買はない人に是非一本求められんことをすすめ且願ふ。それは死せる著者に対する同学としての好誼であり、礼讓であると共に、彼の遺族を慰めることに依つて彼自身をも慰める所以となるであらう」。

十二

先に、ドイツ法典論争、ウィーン会議に触れた。そうした「ウィーン体制」のもと、ドイツの各大学で「ドイツ統一」を求める学生運動（ブルシェンシャフト運動）が起こった。ヘーゲルの『法哲学』序文（日付は、1820年6月25日）は、そうした時代状況を色濃く映し出した内容であり、時事論文として読むこともできるだろう。しかし、その後、各領邦国家での「初期立憲君主制」への移行、その進展と挫折、ゲッティンゲン七教授事件、といった歴史を経て、新たな政治意識、国民意識が高揚していった。

1848年のドイツ「三月革命」の前夜、いわゆる「三月前期」の気運のなか、1846年9月、フランクフルトで「第1回ゲルマニステン大会」が開かれた。この大会は「目前に迫っていた政治的蜂起の精神的先駆でもあった」とも評されている。

この大会は、全体会議のほかに、言語、歴史、法律の三部会で構成されていた。大会初日の全体会議で議長に選出されたヤーコプ・グリムは、この大会で三つの講演を行なっている。

大会初日の9月24日、ヤーコプは「この大会に結集した三つの学問の相互関係とその繋がりについて」と題した講演を行っている。この講演は、議長選への感謝の表明から始まり、いわば、その受諾講演の意味を帯びたものである。が、内容は、儀礼的挨拶をはるかに超える。

「私は微力ながら、祖国の法と祖国の歴史の研究に取り組んでまいりました。が、私にとってもっとも馴染んだ研究分野は、やはり言語であります。そこで、私が、ここに参集された学問、つまり、法学、歴史、言語の三分野について、言語の観点から言及することは、必ずしも不適切ではないと思います。と申しますのも、言語は、私たちを結びつける絆であるからです。先ず、単純な問いを発してみたい。一体、民族とは何でしょうか（Was ist ein Volk?）。答えは、至極簡単であります。民族とは同一の言語を話している人間の総体であります。すべての崇高な民族にとって、その民族の言語は最高の誇りであり宝であります。（略）ドイツの法学が、祖国の歴史学や言語学の研究と内的に結びつくこと、これら三つの学問が統合されることは、私たちのこの大会において、きわめて自然であり適切であるように思われます。」

さて、翌25日におこなわれた二つ目の講演が、「厳密でない学問の価値について」

である。言語学や歴史学、それに歴史の所産たる法学。それら三分野を「厳密でない学問」と捉え、それらに固有の独自の価値について論じている。

「厳密な学問」と「厳密でない学問」とを、ヤーコブは次のように区分する。

「厳密な学問に含まれるのは、みなさんもよくご存じのように、あらゆる命題をきわめて精密に証明する学問、すなわち数学や化学、物理学といった学問などがあります。これらの学問が追究しようとしていることはすべて、精緻さや明晰さを欠いてしまえば何の役にもたちません。それに対して、厳密でない学問には、まさに私たちがこれまで専念してきた学問が含まれます。それらの学問を深めるにあたっては、方向を見誤って道に迷うこともあり、その結果、場合によっては長い間、その誤りや弱点に思い悩み、苦しむこともあるでしょう。が、研究を絶えず進展させることによって、そうした誤りや弱点が取り除かれ、徐々に熟成し完成度を増していく学問であります。歴史学 (Geschichte) や言語研究 (Sprachforschung) がそうですし、もちろん詩学 (Poesie) も厳密でない学問に含まれます。同様に、歴史の所産たる法学 (das der Geschichte anheim gefallene Recht) もまた、弱点のない完璧な厳密性を有することなどない学問であります。陪審員の判断は、数学の計算問題を解くことではなく、素直な人間の理解力、常識の問題であり、そこには間違いもまた、当然紛れ込んでくるものなのです」。

さらに、ヤーコブは、「厳密でない学問」の成果は「緩やかで地味なもの」であるが、「厳密な学問」は人類の生活に有益な成果をもたらし、「すぐさま人類の共有財産になる」という。

しかし、とヤーコブは述べる。祖国の大地に立つと「慣れ親しんだ郷土の感情のすべてと緊密に繋がることができる」。たとえば、新たに発見された植物にラテン語で学名を与えるよりも、はるか昔に喪ってしまった古ドイツ語を掘り起こし探し当てることのほうが、喜びが大きいものだ、というのである。

ここで、『ドイツ伝説集』の「序文」の一節が思い起こされる。ヤーコブは、ここでこう記していた。「故郷 (Heimat) というものによって何びとにも一個の守護霊がつけられている。私たちが人生に乗り出す時、いつもこの霊が親しい道連れとして付き添う。これがいかに有難いことかもし分らないならば、一度祖国の境を越えて守護霊から離れてみるがいい。たちまちその有難さを痛感するであろう。この

慈しみ深い道連れとは、童話 (Märchen)、伝説 (Sage)、歴史 (Geschichte) という無尽蔵の宝のことである。(略) 私たちはこの伝説集をドイツの文学、歴史、言葉愛する人々に捧げる。そしてここに集めたものが、生粋のドイツ料理であるという、ただそれだけの理由からでもすでに喜んでいただけるものと期待する。何となれば、祖国の産物以上に私たちを涵養し、深く喜ばせるものはないからである。祖国にかかわる学問においてなされる発見や努力は、いかに些細なものであっても外国種の華々しい導入や育成より、はるかに多くの実りをもたらす。外から持ち込まれたものは常に安定を欠き、極端に走りやすく、胸に抱いても暖かくないからである。一さて、今こそ歩み出る時である、と私たちに思われた。

要するに、「厳密な学問」では「民族の心を捉えることができない」、というのである。

また、故郷の言語から生まれる「詩 (Poesie)」は、まったく学問とは呼べないものか、或いは「学問の中の学問」か、その何れかである、とも述べる。「詩は、轟音をたてて線路の上を走り去っていくものではありません。それは、穏やかな波に乗ってさまざまな土地を流れていくか、あるいは緑なす谷に沿って聞こえてくる小川のせせらぎのように、歌声となって鳴り響いてくるものなのです」。線路の上を疾走する自然科学の成果（「厳密な学問」の成果）と、ゆったりと自然を満喫する詩、その対比か。

ヤーコプは、1815年、サヴィニーによって創刊されたばかりの『歴史法学雑誌』に、ドイツ民衆によって口承された叙事詩を素材に「法における詩」と題した論文を発表している。そのなかで、彼は「法と詩が、ともに一つの苗床から生育してきたのは、信じがたいことではないはずだ」と記している。このゲルマニステン大会の初日冒頭の議長選出にさいして、進行役の詩人で弁護士ルートのヴィッヒ・ウーラントが、ヤーコプのこの論文に触れながら、こう提案していた。

「投票することに代えて、或る人物を議長に任命してはどうか。この人の手には、長年にわたってドイツ歴史学のすべての筋糸が集まり、またその人の手から、初めて幾つもの縫い糸が伸びていったのです。すなわち、詩学、ポエジーという黄金の糸のことであります。この人は、ともすると無味乾燥なものと思われがちな学問、つまりドイツ法学において、その糸をみずから紡ぎ出したのです。この人の名前は、

もはや挙げるまでもないことでしょう」。結局、選挙に代わる満場の拍手でもって、ヤーコブは議長に選出されたのであった。

さらに、この「厳密でない学問の価値について」の講演で、ヤーコブは「郷土の言語や詩歌のなかに埋もれ、眠っているものを揺り動かし、目を覚まさせることによって、ひとは生命を吹き込まれたその財産に大いなる価値を見だし、鮮明な感情を抱くに違いありません」と語る。そして、そうした作業は、遠くアメリカへ渡った多くのドイツ人移民の心にも届き「郷土の古き言語を心に留め、そのことによってまた、母国（Mutterland）との暖かいつながりを保ち続けることにもなるのです」とも述べている。

講演の最後を、ヤーコブは、こう締めくくる。「言語や詩歌、法や歴史における人間味あふれるものは、さらなる熱い思いを抱かせるものであります。そうした感情を武器にして、国民的なもの、民族固有のもの（das Nationale）は、疎外感を覚える縁遠いもの（das Fremde）に打ち克つのです」。

大会最終日の26日には、ヤーコブは「ゲルマニステンという名称について」と題した短い講演をおこなっている。彼は、みずからおこなったこれまでの2回の講演を踏まえ、言語学や歴史学、さらに法学の三分野を統合するにあたって、ゲルマニスティクという名称が相応しいというのである。この三分野の学問には、「ドイツ性（Deutschheit）という概念が共通しており、三分野ともこの概念の解明に向かっている」と述べる。

そもそも、このゲルマニステン大会への招聘状には、「祖国にとっての目的、つまりドイツ学の擁護」のために結集しよう、と記されていた。そして、ドイツ学とは「ドイツ人が携わっているかぎりでの学問ではなく、ドイツ民族そのものを、とりわけその法と歴史と言語を対象とする学問」と定義される。

まさに、この三つの講演は「いずれもゲルマニステン大会の意義を宣言したものであり、ヤーコブ・グリムにしかなしえない講演であった」。これらの講演によって、彼の法学観、法学的世界観を窺い知ることができるように思われる。

ちなみに、こうしたヤーコブ・グリムの志向、志操を知るうえで、佐喜眞興英と同時期に法科大学に在籍していた内藤吉之助が、柳田國男の講演に触発されて執筆した短編の論稿も参考になると思われる。

1926 (大正15) 年4月、或る研究会が開かれ、柳田が「民族学の現状」と題して講演した。そのなかで「兒戯は看過すべからざることなり」と説いた柳田の指摘にいたく感銘を受けた内藤は、「兒戯と法制史」を執筆した。それは「法制史から二三の傍例を思ひ付くまま」書き記した論稿である。「子供の指切り」「笑法度(覗っこ)」「鬼ごっこの陣」などが、日本の風土記、公事方定書、またヤーコプ・グリムの『ドイツ法古事誌』などを引用しながら分析され、「兒戯の学問的観察が如何に興味多いか」を論証しようというのである。短編ながらも、柔軟で人間味に溢れる法学的世界が示されている。内藤は、こう締めくくる。

「さし當り安易なる遺風説を斥けて、子供の国を独立な法域と解し、そこに行はれる法律の実証的な研究が望ましいと思ふ。子供心に正義意識の芽生え育つ過程、彼等の法律的自己主張、彼等の活動の規約や方式、彼等の財物に対する想念、彼等仲間の貨幣、刑罰その他。これらを彼等はどこから得たか。大人の国の古い仕来りを見習ったか、然らば如何にして。他国の人々の習俗を継受したか、また如何にして。この際、もとの姿と如何にまた変わったか。我等の解する如く法律を国家の命令に限らないとすれば、このやうな問題をもって兒戯は、法律学の処女地を開示する。かくて兒戯は遺風などの好事家的趣味に止まらず、法律及び歴史の性質の新たな側面を照し出す重要法資料となるであらう」(内藤、『民族』第1巻第5号)。また、金城朝永が、それに応えるかのように、同じく『民族』誌上で「琉球兒童の指切」「琉球兒童の謎々」を発表している(金城、『民族』第4巻1号)。

十三

ドイツ三月革命の勃発、フランクフルト国民議会議が開催されるのは、この「第1回ゲルマニステン大会」の2年後である。この大会は、いわば「ドイツ国民の精神的議會」(トライチュケ)であった。

この「ゲルマニステン大会」は、国民国家形成へ向かって高揚してくるドイツ・ナショナリズム、「三月前期」の空気を色濃く反映している。

「一体、民族とは何でしょうか(Was ist ein Volk?)。答えは、至極簡単であります。民族とは同一の言語を話している人間の総体であります。すべての崇高な民族にとって、その民族の言語は最高の誇りであり宝であります」と主張するヤーコプは、当時の政治的気運に即して言えば、言語の共通性を強力な絆として、来るべ

き新生ドイツの国境を画定しようというのである。

実際、この大会でもシュレスヴィッヒ・ホルシュタインの帰属問題は主要な議論のひとつであった。この両公国は、デンマークとドイツ、いずれに帰属すべきか、という問題である。ヤーコブは、そこは本来ドイツの国土である、それ故、妥協することなく対デンマークとの戦争を継続せよ、と主張する。彼は、この件にかんして、1846年8月25日、国王への上奏文をしたため、また、フォス新聞や立憲新聞などに長文の論評を載せている。加えてさらにヤーコブは、1971年にやっと全33巻が完結することになる『ドイツ語辞典』の第1巻「序文」（1854年）の末尾では、エルザス・ロートリンゲン（フランス語ではアルザス・ロレーヌ）の帰属問題にも言及している。

しかし、歴史家コンツェによれば「言語と出自によれば明らかにドイツ人であるエルザス・ロートリンゲン住民の国家的所属は、1848年にはもはや真剣な議論の対象ですらなかった」という。つまり、そこではフランス革命以来「一体にして不可分の国民」へ、要するにフランスへの同化がとどめがたく進行していた、という（『ドイツ国民の歴史』）。しかし、その地は1870年に始まる普仏戦争でドイツに組み込まれ、その後、一時「アルザス・ロレーヌ共和国」として独立を宣言するが、またもやフランス領土となる。第2次大戦時にはドイツとなり、その後また、フランス領となる。「ドイツ世とフランス世とが交互に、ひるまさ変わゆる」地域である。

「ヘッセン国で生き、ヘッセン国で死のう」と思っていたヤーコブ・グリムであったが、国民国家形成の気運のなかで、彼は、未来の「統一国家ドイツ」を祖国と捉え、その中心地にベルリンを据えた。同時に、「ドイツ」からみて辺境の地である北方や南方をも祖国に包摂し、国境線を拡大していくことに一役買っているのである。

私の世代にとって、アルザスといえば、フランツ少年とアメル先生の教室の光景、小学校6年「国語」の教材にあった「最後の授業」が思い起こされる。もちろん、小学生にアルザスを巡る大国の領土問題が理解できていたわけではないが、何かしら心に残る教材であった。

この小説の作者ドーデは、1871年から73年にかけてパリの新聞に幾つかの短編を発表し、それらを纏めて73年に『月曜物語』を刊行した。タイトルは、新聞への掲載日が月曜日であったことに因る。その冒頭にすえられた「最後の授業」は、1872年5月13日の『レヴェヌマン』に発表された。

ところで、言語の観点からみれば、「フランス語の最後の授業」の教壇に立つアメル先生の「フランスばんざい」も、「同胞を結び付ける言語の重要性」を説き、言語の一体性を強調するグリムの祖国ドイツ観も、彼らが「高潔」であればある程、フランチ少年をはじめ「最後の授業」に集まったエルザスの村の人々には、また現実でそこで生活し、グリムの『ドイツ語辞典』序文を読む人々にとっては、よそよそしい (Fremd) ものと映り、心の底に響くことなどなかったであろう。大国の都合によって、幾度も国籍を変更させられ、その都度、そこで生まれ育った母語を、大国と「同一の言語」と認定されることに抑圧を感じたことであろう。「ドイツ語の響くところ、すべてドイツなれ」という台頭する国家意識の前では、「小さな、些細なこと」に愛着を覚えるグリムでさえたわいがなかった、ということなのだろうか。

翻って、もともと『古事記』『日本書紀』の「記紀」の世界観や建国神話を共有しない大地に代々根をおろしていた住民に対して、明治期以降の日本の近代化、国民国家形成の過程で、その国家意識、そのアイデンティティーを擬制的に強要するという状況を、グリムはどう捉えるのだろうか。琉球・沖縄の人々にとって、グリムの「祖国愛」をどう考えればよいのだろうか。あるいは現在の沖縄をめぐる政治状況に対する日本人の「三猿的冷淡さ」「事勿れ主義的」国民意識の醸成に、グリムの祖国観は一役買っているのではないだろうか。そのような自問が、グリムに親しみを覚えつつも、時折、解明できずにいる。つまり、国民国家形成の過程で、国境線内に取り込もうとする国家意志、「強いられたアイデンティティー」のもとに生きる辺境の住民、それらをグリムはどう捉えるのだろうか、という自問である。「郷党意識」でもなく「祖国愛の毒花」でもない志操。—グリム兄弟が本来、内に秘め、精神の帰郷地としていた「厳密でない学問」観を、今後も、探り続けてみたい。そうした作業を通して、或いは「沖縄学」といわれるものを深め、さらには「拡張される沖縄学」とでもいえるようなものを夢想できないか、と思ったりしている。

歌集『無援の抒情』で有名な道浦母都子さんの、新しい歌集『花高野』を最近、手にした。そのなかに、「那覇に来てヤマトンチューと呼ばると体のどこか軋みはじめる」「おずおずと来たる辺野古のゲート前小さき椅子に畏れつつ座す」「ありふれた人生がよし亡き母の口ぐせ思う米研ぐたびに」といった句を見つけた。

グリム兄弟と同時代を生きたフランスの歴史家にミシュレがいる。ヤーコブ・グリムの法学観にかんして「同時代の最大の理解者」とも目される民衆史家である。「法的言語の象徴性」に着目していたミシュレは、民衆を歴史の中心に据える。1828年に刊行されたヤーコブの『ドイツ法古事誌』に着目して、ミシュレはそれを抄訳しつつ『法の起源』を執筆する。「他者を受け容れられる能力にこそ一民族の強さがある」との観点から、ミシュレは、ドイツを発見し、ヤーコブと出会うことになる。ミシュレ=ヤーコブの往復書簡を読むと、お互いに自著を献上しあい、また、ゲッティンゲン七教授事件で大学を追われたヤーコブの身の上を親身になって案じる書簡など、二人の精神的交流の深さを感じる。ミシュレの代表的著書に『フランス革命史』がある。この本を読むと、つい、大学時代に受講した日本政治史の信夫清三郎先生の著書『安保闘争史』を連想する。徹底して記録に残し、後世の人に読み解いてもらおう、という意志を感じるのである。ミシュレは「歴史の中で、不条理に死んでいった人々に、第二の人生を与えるために、彼らを掘り出したのである」と記す。黙々と、遺骨を探し、掘り起こす作業。ミシュレは、こうも記している。「歴史家が歴史を書くのではない。民衆が歴史家に歴史を口述するのである」。

ささやかではありましたが、これまで私が追いかけてきた研究テーマを振り返ってみた。現在、ヤーコブ・グリムの著作集に向き合いながら、彼自身がそれを一身に担った「厳密でない学問の価値」を、幾度もヤーコブに問い直し、聞き返ししながら、グリムを沖縄で読むことの意味を、自問している。

1986年に沖縄国際大学法学部に採用していただきました。以来、すでに鬼籍に入られた先生方、退職された先生方、現在の同僚の先生方の学恩に、また、研究を支えていただきました職員の方々に感謝申し上げます。

